

年 月 日

保護者様

年 組

氏名

さん

柏崎市立内郷小学校

校長 小方 貴美子

学校感染症による出席停止について（お知らせ）

お子さんがかかっている（と思われる）下記の病気は学校保健安全法により、学校における感染症として指定されています。他の児童生徒にうつるおそれのある期間は、出席停止となり登校できません。

必ず医師の診断を受け、医師から登校しても良いと言われたら、下記「登校許可証」を記入してもらい、登校してください。（出席停止の期間は、欠席になりません。）

| 区分 | 病名又は状況（該当を○で示す） | 出席停止の期間の基準 |
|-----|--|---|
| 第1種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1) | 治癒するまで |
| 第2種 | インフルエンザ様疾患（鳥インフルエンザ(H5N1)を除く） | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで |
| | 百日咳 ^{せき} | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹 | 解熱した後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎 | 耳下腺 ^{がっかせん} 、顎下腺又は舌下腺 ^{ちよう} の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風しん | 発疹 ^{しん} が消失するまで |
| | 水痘 | すべての発疹 ^{しん か ひ} が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消失した後2日を経過するまで |
| | 結核 | 感染のおそれなくなるまで |
| 第3種 | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 感染のおそれなくなるまで |
| | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症 ・溶連菌感染症 ・() | 感染のおそれなくなるまで |

-----（切り離さないこと）-----

登 校 許 可 証

上記の疾病については、感染症予防上に支障がないので、登校しても差し支えありません。

- 1 診 断 日 年 月 日
2 登校してもよいと認められる年月日 年 月 日から

年 月 日

医 師 住所
氏名

主治医から、登校許可が得られましたので届け出ます。

保 護 者 住所
氏名

柏崎市立内郷小学校長 様